

(別紙③) 共通仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新 500 円玉、新紙幣に対応した自動販売機であること。
- (3) 本件自動販売機は都市公園内であることを考慮し、公園の景観に配慮したものとし、自動販売機の側面、ゴミ箱には広告物を貼付しないこと。なお、設置後、広告物に関して公園管理者が指示する場合はそれに従うこと。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類の飲料、またはアイスクリーム、栄養補助食品とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。ただし、アイスクリームの販売については、物件番号 U11～U13 及び Y3 のみ、栄養補助食品については、物件番号 K4、K5 のみに限る。詳細は、(別紙①) 公募物件一覧表を確認すること。
- (2) 市街地等に設置されている標準的な自動販売機で販売されている飲料等と同程度以下の価格とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者(設置事業者の連結子会社等)に行わせようとする場合は、(様式 8) 自動販売機の管理に関する届出書を奈良県に提出すること。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。特に、ゴールデンウィーク等の大型連休の利用客の多い時期については、使用済み容器の回収回数を増やすなどし、回収ボックス周辺に容器が散乱することのないよう、環境を整えること。
- (3) 自動販売機を設置するに当たっては、据え付け面を十分に確認し、「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自動販売機協議会作成) に従って転倒防止措置を適切に講じた形で、安全に設置すること。設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、公園管理者の指示に従うこと。
- (5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機を設置又は撤去する際は、事前に公園管理者と打ち合わせを行うこと。